

# よしのかわ

2月号 | 2008.2.13  
vol.41

## 祝成人



吉野川市成人式

[もくじ]

- ◆人事行政の運営状況を公表します——— 2～5
- ◆吉野川市のフコロ具合——— 6～8
- ◆国民年金だより——— 8
- ◆男女共同参画——— 9
- ◆人権とびっくす——— 9
- ◆後期高齢者医療制度——— 10～11
- ◆建設リサイクル法を知っていますか?——— 12～13
- ◆できごと——— 14～15
- ◆国民健康保険の制度が変わります——— 16
- ◆お知らせ——— 17～18
  - 造林用苗木の申し込み
  - 国民健康保険税が年金から

- 天引きされます
  - 重度心身障害者等医療費助成制度の取り扱いが変わります
  - 高齢者医療制度の見直し
  - 医療機関を利用する際のお知らせ
  - 奨学金貸与
  - はぐくみ講演会のご案内
- ◆募集——— 18～19
  - 市営住宅入居者募集
  - 筋力アップ教室「パワー・デイ」のコースが増えました!
- ◆催し——— 19
  - 市政懇談会の開催
  - 薬草が地域の元気を創る
  - 第102回まちかどコンサート
- ◆相談——— 19

- 巡回職業相談
- ◆川島公民館だより——— 20
- ◆鴨島公民館だより——— 20
- ◆文化研修センター通信——— 20
- ◆川島薬草園—表紙写真——— 20
- ◆健康——— 21
  - 健康づくり教室・介護予防教室
- ◆図書だより——— 22
- ◆青少年育成補導——— 23
- ◆人権講師団紹介⑳——— 23
- .....
- ◆梅の花まつり——— 24
- ◆市内での火災・救急出動、人権相談・行政相談・司法書士会による無料法律相談、市民のうごき——— 24
- ◆休日・夜間在宅当番医表——— 24



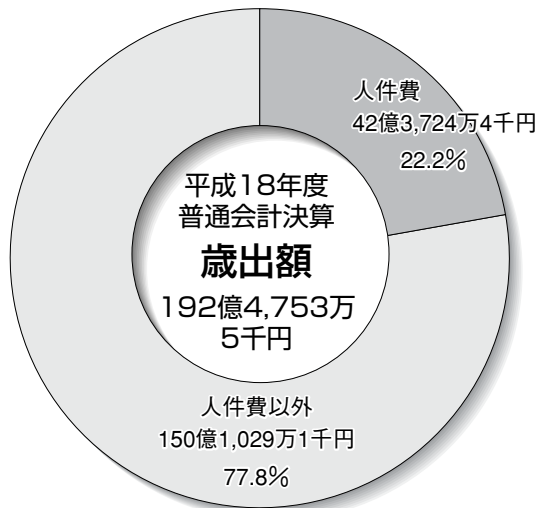
発行/吉野川市 編集/総務部秘書企画課  
〒776-8611徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1  
●TEL.0883-22-2221 ●FAX.0883-22-2244  
●URL <http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>  
●E-mail [mail@city.yoshinogawa.lg.jp](mailto:mail@city.yoshinogawa.lg.jp)

# 人事行政の運営状況を公表します

吉野川市では、人事行政の運営について公平性・透明性を確保するため、「吉野川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を定めています。この条例に基づき、市の人事行政の運営状況について、その概要を公表します。

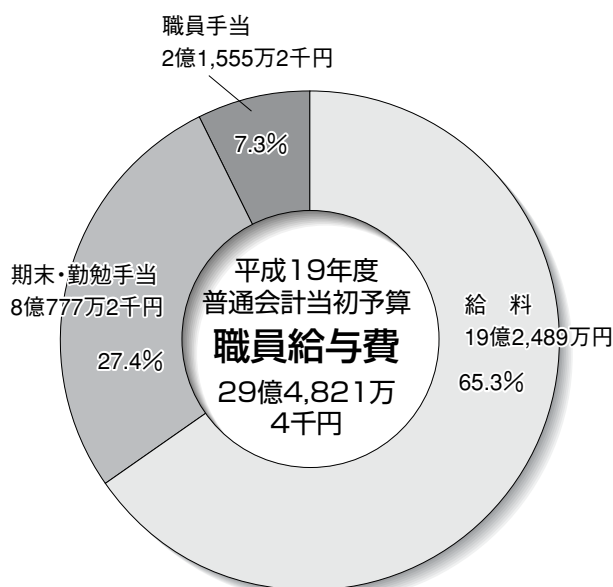
## 2 職員給与の状況

### (1) 人件費の状況(平成18年度普通会計決算)



※平成18年度普通会計における市の歳出に占める人件費の割合を示しています。人件費とは、一般職員の給料、諸手当、共済費、退職手当負担金などのほか、特別職の市長、議員などの給料、報酬などを含んでいます。普通会計の対象会計は、一般会計と公衆温泉浴場事業特別会計を合わせたものです。

### (2) 職員給与の状況



※この図は、平成19年度普通会計当初予算に計上した給与費の内訳構成を示しています。総額を普通会計での職員数462人で割ると1人当たり638万1千円となります。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 職員採用の状況(平成19年4月1日)

- 新規採用職員 12人  
(一般職10人、保育士1人、保健師1人)
- 派遣職員(併任) 4人

### (2) 職員の退職状況

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
6人	15人	5人	26人

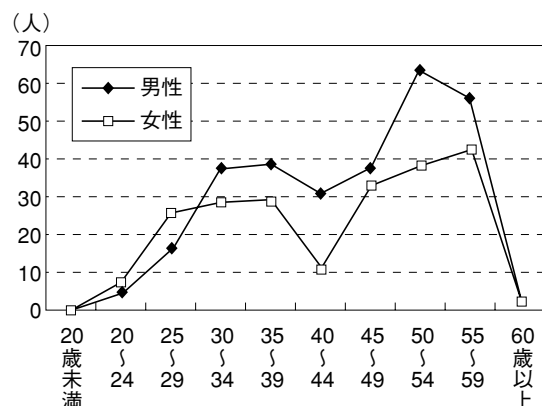
### (3) 部門別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		H19	H18		
一般行政部門	議会事務局	5	5	0	
	防災局	6	4	2	
	総務部	84	89	△5	推進体制の見直し
	市民部	67	66	1	
	健康福祉部	139	144	△5	推進体制の見直し
	産業経済部	28	28	0	
	建設部	35	38	△3	
	選挙管理委員会事務局	1	2	△1	
	農業委員会事務局	4	4	0	
	監査委員事務局	2	2	0	
会計課	7	6	1		
小計		378	388	△10	
教育部門	教育委員会	84	86	△2	
	小計	84	86	△2	
公営企業等部門	水道課	14	14	0	
	下水道課	21	20	1	
	その他	13	13	0	
	小計	48	47	1	
合計		510	521	△11	

※平成18年度職員には県職員3人含む。平成19年度は国職員1人、県職員3人含む。

### (4) 年齢別職員数の状況(平成19年4月1日現在)



人事行政の運営状況を公表します

(7) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当	
給料	市 長	900,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分	
	第一副市長	720,000円		
	第二副市長	700,000円		
	教育長	649,000円		
報酬	議 長	430,000円	計 3.3月分	
	副議長	380,000円		
	議 員	350,000円		

※平成19年4月分から市長は15%、副市長・教育長は10%の給与カットを行っています。

(8) 職員手当の状況(平成18年度)

●期末・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.725月分
12月期	1.60月分	0.725月分
計	3.00月分	1.450月分
加算措置	● 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

●住居手当

区 分	支 給 金 額
借 家 借 間 居住者	● 月額23,000円以下の家賃等を支払っている職員 (家賃額から12,000円を控除した額) ● 月額23,000円を超える家賃等を支払っている職員 (23,000円を超える額の1/2に11,000円を加えた額) (最高支給限度額27,000円)
自家居住者	● 世帯主である職員 3,500円

●退職手当

	自己都合	勲奨・定年
勤 続 2 0 年	23.5月分	30.55月分
勤 続 2 5 年	33.5月分	41.34月分
勤 続 3 5 年	47.5月分	59.28月分
最 高 限 度 額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	● 定年前早期退職特例加算(3%~30%加算)	
退職時特別昇給	● なし	

●時間外勤務手当(普通会計決算より)

年 度	平成18年度
支 給 総 額	3,987万円
職員1人あたりの平均支給額	86,299円

(3) 職員の平均給与月額および平均年齢の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	365,862円	44.6歳
教 育 関 係 職	357,772円	43.0歳
技 能 労 務 関 係 職	355,638円	48.2歳

※この図は、平成19年度当初予算に計上した普通会計の給与の平均額を職種別に表しています。(給与とは、基本給である給料と職員手当を合算したものです)

(4) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	吉野川市		国	
	初任給		初任給	
一般行政職	(大卒)	170,200円	170,200円	
	(高卒)	138,400円	138,400円	

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数	経験年数	
	10年~14年	15年~19年	20年~24年	
一 般 行 政 職	(大卒)	283,700円	318,600円	369,500円
	(高卒)	250,600円	277,700円	339,000円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長、次長またはこれに相当する職務	6	2
6級	1 課長またはこれに相当する職務	132	37
	2 特に困難な業務を分掌する課長補佐またはこれに相当する職務		
5級	1 課長補佐またはこれに相当する職務	43	12
	2 困難な業務を分掌する主査の職務		
4級	1 係長またはこれに相当する職務	28	8
	2 主査の職務		
3級	特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	71	20
2級	定型的な業務を行う職務	54	15
1級		22	6
計		356	100

人事行政の運営状況を公表します

## (9) 国との給料月額の水準比較

(ライパレス指数)の状況

年 度	平成19年度
一 般 行 政 職	98.2

※ラスパレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の市職員の給与水準を示したものです。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況 (平成18年度)

勤 務 時 間 な ど	◎本庁などの場合	
	月曜日～金曜日(休日除く)	勤務時間:8時30分～17時15分 うち休憩時間45分、休息30分
	◎保育所の場合	月曜日～金曜日(休日除く) 勤務時間:7時30分～19時までの間で 8時間(時差勤務) うち休憩時間45分、休息30分 土曜日(休日除く) 勤務時間:8時00分～17時30分までの間で 8時間(時差勤務) うち休憩時間45分、休息30分
	◎幼稚園の場合	月曜日～金曜日(休日除く) 勤務時間:7時45分～17時15分までの間で 8時間(時差勤務) うち休憩時間45分、休息30分

## (2) 休暇制度の状況 (平成18年度)

年次有給 休暇の概要	制度概要	平均取得日数
	1年度につき20日付与。 現年度付与分のみ翌 年度に繰り越し可。	13.3日

## ●育児休業の取得状況

(平成18年度に新たに育児休業を取得した職員数)

区 分	育児休業取得者数(人)
男 性 職 員	0
女 性 職 員	9
計	9

## ●扶養手当

扶 養 親 族	配 偶 者 が 扶 養 親 族	配 偶 者 が 扶 養 親 族 で ない	配 偶 者 な し
配 偶 者	13,000円	—	—
子・父母等のうち1人目	6,000円	6,500円	11,000円
子・父母等のうち2人目	6,000円	6,000円	6,000円
その他の扶養親族	5,000円	5,000円	5,000円
15～22歳の子の加算	5,000円	5,000円	5,000円

※扶養家族とは、主として職員に扶養されている者。  
子とは、満22歳に達する日以降の最初の3月31日  
までの間にある子。

## ●通勤手当

支 給 月 額	
●自動車等を使用し通勤距離が2km以上の者に支給される。	
● 2km～ 5km未満	2,000円
● 5km～10km未満	4,100円
● 10km～15km未満	6,500円
● 15km～20km未満	8,900円
● 20km～25km未満	11,300円
● 25km～30km未満	13,700円
● 30km～35km未満	16,100円
● 35km～40km未満	18,500円
● 40km～45km未満	20,900円
● 45km～50km未満	21,800円
● 50km～55km未満	22,700円
● 55km～60km未満	23,600円
● 60km以上	24,500円

## ●特殊勤務手当 (普通会計決算より)

年 度	平成18年度	
手 当 支 給 職 員 数	110人	
支 給 総 額	10,090千円	
職 員 1 人 当 た り の 平 均 支 給 額	91,727円	
手 当 の 種 類	19種類	
代 表 的 な 手 当	名 称	支 給 対 象
	市税事務従事手当	市税徴収金の徴収および税務業務に従事する職員
	上水道施設修理従事手当	上水道施設の修理業務に従事する職員
	ケースワーカー業務従事手当	福祉に関する業務に専ら従事する職員
	清掃業務従事手当	ごみ収集業務等に従事する職員
	汚水処理作業従事手当	汚水処理業務に従事する職員
	感染症防除等業務従事手当	感染症等防除業務に従事したとき
	行路病人・死亡人取扱業務従事手当	行路病人・死亡人の取扱業務に実地に従事したとき

人事行政の運営状況を公表します

●特別休暇

種 類	内容、取得条件等	付 与 日 数
ド ナ ー 休 暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要なとき	必要期間
結 婚 休 暇	職員の結婚に伴う必要と認められる行事等	10日を超えない期間
主 産 前 休 暇	8週間以内(多児出産の場合は14週間)に出産予定である職員	出産の日までの申出期間
産 後 休 暇	職員が出産したとき	8週間以内の期間
育 児 時 間 休 暇	生後満1年に達しない子を育てる職員が、必要と認められる授乳等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊 娠 通 勤 緩 和 休 暇	妊娠中の職員が、通勤に伴う負担を緩和するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日60分以内の期間
妊 娠 又 は 分 娩 後 の 保 健 指 導 又 は 健 康 診 査 休 暇	妊娠中または分娩後に母子保健法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	区分 妊娠7月 4週間に1回 妊娠8～9月 2週間に1回 妊娠10月～分娩まで 1週間に1回 分娩後1年まで 1回
生 理 休 暇	生理日において勤務することが著しく困難な場合	3日を超えない範囲で必要と認められる期間
妊 娠 障 害 休 暇	職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難な場合	当該妊娠期間中、7日の範囲内
配 偶 者 出 産 休 暇	職員が妻の出産に伴い出産の付き添い等の場合	出産のため入院等する日から、出産から2週間の範囲で3日以内
子 の 看 護 休 暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき	1つの年に5日以内
忌 引 休 暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に 配偶者 10日以内 応じて 血族父母 10日以内 付与 子 7日以内 姻族父母 3日以内 等
リフレッシュ休暇	在職期間が10年、15年、20年、25年、30年、35年、または40年に達した職員が心身のリフレッシュを図るとき	在 10年20年30年または40年…5日以内 職 15年25年または35年…3日以内
夏 期 休 暇	夏期における諸行事、心身の健康の保持および増進等を行うとき	7月から9月までの期間で、7日以内

6 職員の研修の状況

高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、職員の資質・勤務能率の向上に努めています。

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

研修の名称 (派遣研修)	受講者 延べ人数	研修の内容
派遣研修(徳島県自治研修センター)、(徳島文理大学)等	82	法制執務・パソコン研修・契約事務講座・民法講座等
職場内研修	460	人権研修(全職員対象4回)・メンタルヘルス研修(管理職1回)
合 計	542	

★人事行政の運営状況はホームページでも公開しています。

市ホームページアドレス  
<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp>

4 職員の分限および懲戒処分の状況

処分者等の状況 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)

分限処分		懲戒処分	
処分内容	処分者数(人)	処分内容	処分者数(人)
免 職	0	免 職	0
降 任	0	停 職	0
休 職	4	減 給	0
降 給	0	戒 告	0
失 職	0	訓告等	0

5 職員の服務の状況

職員服務の基準

地方公務員法第30条に「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。職員には、命令に従う・秘密を守るなどの義務や信用失墜行為・争議行為の禁止などが課されています。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に違反者はありませんでした。

問い合わせ 市総務課 ☎2231

吉野川市のフトコロ具合 ～財布の中身を知ろう！～

# 吉野川市のフトコロ具合

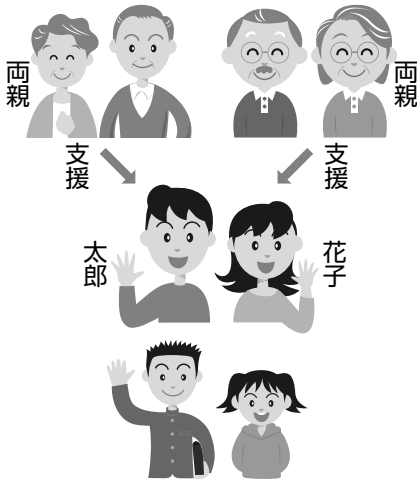
「財布の中身を知ろう！」

平成18年度の決算がまとまり、平成19年12月市議会定例会で認定されました。昨年、平成17年度の決算状況を家計簿に例えて本誌でお知らせしましたが今年も同様に平成18年度の決算状況を家計簿に例えてご説明します。



地方公共団体の財政状況を統一的に把握し、財政比較するために使われる会計区分に普通会計という区分があります。吉野川市には、基本的な経費が中心として計上される一般会計のほか、国民健康保険事業など特定の事業を行うための会計として10の特別会計と、独立採算を原則とし、企業的な事業を行う水道事業会計があります。

このうち、一般会計と公衆温泉浴場事業特別会計を合算したものが普通会計となります。この普通会計の決算内容を、吉野川さん一家の家計簿に例えます。



## 【おとわり】

市の財政と家庭の家計簿では仕組みに違いがあるため、完全な置き換えが難しい部分があります。その上で、少し強引に置き換えているため、一部本来の意味や内容と異なる場合があることをご理解をお願いいたします。

## 吉野川さん一家の収入 (歳入)

吉野川さん一家の1年間の収入は500万円。その内訳は下表の家計簿のとおりとなっています。

家計簿（1年間）		市の財政（普通会計）	
給与・パート収入	105万円	市税、諸収入	4,222,421千円（21%）
家賃収入	15万円	分担金および負担金、使用料、手数料	540,012千円（3%）
貯金の取り崩し	40万円	財産収入、繰入金	1,495,456千円（8%）
前年からの繰越	15万円	前年度繰越金	662,041千円（3%）
住宅改修ローン借入	50万円	市債	1,884,400千円（10%）
太郎さんの親からの援助	205万円	地方交付税、地方譲与税・交付金	8,201,565千円（41%）
花子さんの親からの援助	70万円	国・県支出金	2,779,921千円（14%）
合計	500万円	合計	19,785,816千円（100%）

### ポイント1

夫の太郎さんの給料と妻の花子さんのパート収入の合計が105万円。貸しているアパートの家賃収入が15万円、将来のためにわずかではあるが蓄えていた貯金から40万円取り崩し、前年からの繰越金15万円、家でまかなえるお金は全部合わせても175万円、総額の約35%しかない。

貯金残高も年々減ってきているため、できる限り支出を抑えて取り崩しを少なくしなければならぬ。

### ポイント2

太郎さんの親からの援助と花子さんの親からの援助の合計が総額の半分以上であり「親からの援助」に頼って生活している。

「親からの援助」も年々減少の傾向にある。

吉野川市のフトコロ具合 ～財布の中身を知ろう!～

「太郎さんの親からの援助」のうち大部分を占める地方交付税は、税収が少なく財政力が弱い地方自治体でも一定水準の妥当な行政サービスを提供できるよう、国が国税として集めた税金(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一部を合理的な算定方法によって地方公共団体に配分する税であり、交付金として交付されます。この地方交付税は、使い道に制限がなく地方公共団体が、それぞれの事情を勘案し自由に使える貴重な財源です。

これに対し「花子さんの親からの援助」の国・県支出金は、それぞれ何かの目的を達成するための費用に使うために交付される財源であり、使い道が決まっている財源です。基本的に対象となる事業の支出額があつてそれに対し、それぞれ定められた率により交付されます。

支出と連動した収入であるため、対象事業を減らすと連動してこの財源も減ることとなります。同じ援助であつてもそれぞれ内容が違います。

## 吉野川さん一家の支出 (歳出)

吉野川さん一家が1年間に使ったお金は486万円。その内訳は下表の家計簿のとおりとなっています。

家計簿 (1年間)		市の財政 (普通会計)	
食費	107万円	人件費	4,237,244千円 (22%)
光熱水費・車の維持費	54万円	物件費、維持補修費	2,190,891千円 (11%)
保健医療費	58万円	扶助費	2,260,021千円 (12%)
子どものお小遣い、教育費	44万円	補助費など	1,637,946千円 (9%)
子どもへの仕送り	58万円	繰出金	2,386,733千円 (12%)
住宅の改修	78万円	普通建設事業費など	3,042,856千円 (16%)
住宅ローン返済	58万円	公債費	2,324,372千円 (12%)
貯金	29万円	積立金など	1,167,472千円 (6%)
合計	486万円	合計	19,247,535千円 (100%)

**ポイント2**

住宅の改修が78万円、支出総額の約16%を占めている。

← 必要なものだけに厳選して行っているが、支出総額を抑制するには至っていない。

今後、教育施設の整備、耐震化など必要な事業がめぐる押し。

**ポイント1**

食費、保健医療費、住宅ローン返済など、簡単に削減や圧縮できない費用の合計が223万円。支出総額の約46%を占めている。

← 自由に使えるお金が少ない。

住宅の改修には、住宅改修ローンが利用できる!

家庭と同じように、住宅の新築や改修にかかる費用については、ローンを組むことができます。

地方公共団体の場合は、道路や学校などいわゆる公共施設を整備する場合に、借金ができません。道路や学校などは、その施設があるかぎり何年間も使うため、施設建設時にかかる費用を借金し、耐用年数分で借金を返済していく方法をとることができます。この方法は、建設時の負担を軽減できるだけでなく、年度ごとに住民が負担するといふ公平性を保つことが可能となっています。

吉野川市の場合は、合併した団体であるため、合併特例債という借金をすることができません。この合併特例債は、借入額の元利償還金の70%が地方交付税に算入されるので、市にとっては有効な財源です。そのため、合併特例債の条件に適合している事業で、整備が必要なものについては、なるべく合併特例債を使うこととし、公共施設の整備を進めています。

収入と支出のバランス

ポイント1

一家でまかなえるお金の  
合計額 175万円



食費、保健医療費、  
住宅ローン返済など、  
簡単に削減や圧縮でき  
ない費用の  
合計額 223万円



収入に見合った生活  
に変えていかなければ  
ならない。

ポイント2

合併したことによるメリ  
ットには期限がある。



メリットがあるうちに  
必要な事業を進めな  
ければならない。

収入と支出の内容について  
それぞれいくつかのポイント  
を挙げましたが、一番大切な  
ことは、収入と支出のバラ  
ンスです。吉野川さん一家の収  
入と支出のバランスはどうで  
しょうか。

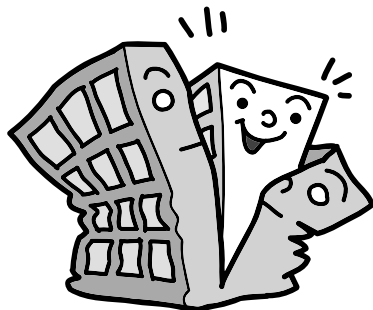
「太郎さんの親からの援助」  
のうち大部分を占める地方交  
付税については、先にご説明  
しましたが、吉野川市は合併  
団体であるため、地方交付税  
の算定上、特例措置が適用さ  
れ旧4町村があったと仮定し  
た額で交付されます。この特  
例措置には期限があるため、  
特例措置がなくなったときに  
は、現在の交付額より大幅に  
減額されることが決まってい  
ます。

また、合併特例債について  
も発行できる期限が決まっ  
ているため、発行できる期間内  
に必要な事業を実施しなけれ  
ばなりません。

このように、合併団体には、  
地方交付税の特例措置、合併  
特例債の発行、合併に伴う補  
助金など、さまざまな財政支  
援策が国や県により講じられ  
ていますが、それぞれ期限が  
決まっています。吉野川市も

このような財政支援策を活用  
するとともに、合併協議で議  
論された図書館建設や文化ホ  
ール建設などの箱物建設を凍  
結し、組織機構のスリム化や、  
各種事務事業の見直しを行っ  
てきましたが、それでも今な  
お厳しい財政状況でありま  
す。タイムリミットは決まっ  
ています。これまで以上に行  
財政改革に取り組み、行財政  
基盤を強化することが求めら  
れています。

問い合わせ  
市財政課  
☎222220



国民年金だより

「ねんきん特別便」を  
受け取られた方へ

基礎年金番号の名寄せ作業  
を行った結果、基礎年金番号  
の記録と結びつく可能性のあ  
る方について、3月までをめ  
どに社会保険庁から「ねんき  
ん特別便」を順次お送りして  
います。

年金記録は、本人が確認し、  
手続きを経て、はじめて記録  
を結びつけることができます。  
「ねんきん特別便」を受  
け取られたら、自身の勤め先  
などの欄に記載漏れや誤りが  
ないか十分に確認し、必ず手  
続きをしてください。

詳しくは、徳島北社会保険  
事務所にお問い合わせくださ  
い。

出張相談を開催します!

「ねんきん特別便」を受け  
取られた方を対象に、徳島  
北社会保険事務所による出  
張年金相談を開催します。

とき 3月13日(木)  
午前10時～午後3時  
ところ 市役所1階フロア

4月からの国民年金の納付に  
は便利で安心な口座振替によ  
る前納制度が利用できます

4月から、口座振替による  
保険料納付を希望される方  
は、2月末までに申し込んで  
ください。

口座振替の種類

※平成19年度の場合

平成19年度	1か月	6か月	1年
	割引額	割引額	割引額
通常納付(翌月末振替)	割引引きなし		
毎月振替【早割】(当月末振替)	50円	300円	600円
6か月前納	-	960円	1,920円
1年前納	-	-	3,550円

●申込先 社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関  
●持参するもの ①年金手帳など基礎年金番号が確認できるもの  
②預貯金通帳 ③金融機関届出印

※現在、口座振替による前納  
をされている方で、引き続き  
同様の前納を希望される場合  
は、再度申し込みする必要は  
ありません。



問い合わせ

徳島北社会保険事務所  
☎088(655)0911  
市国保年金課 国民年金係  
☎222213



### 考えてみよう 男女共同参画



#### デートDVってなあに?

「デートDV」を知っていますか?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦間でふるわれる暴力のことです。身体的な暴力だけでなく、相手を怖がらせたり傷つけたりして、自分の思い通りに動かそうとすることもDVに含まれます。

一方で、高校生や大学生などの若者の間でも、親密な関係になるとDVと似たケースが起こることがあり、「デートDV」と呼ばれています。

#### チェックしてみよう!

- デート相手が自分の意見に従わないとイライラして怒る
- 相手がほかの人と仲良くしている、嫉妬して責める



□ 相手の行動を常に把握しておかないと不安だ

□ 携帯電話やメールを勝手にチェックして、アドレスを消去することがある

□ 腹を立てると、相手の肩をつかんだり、押ししたりする

1つでもあてはまるものがあれば、デートDV予備軍である可能性があります。自分の行動や態度を見直しましょう。



自分とは違う考え方や価値観を受け入れることは、親密な相手との信頼関係を築く上で大変重要です。相手を自分の思い通りにコントロールしようと思わず、相手を思いやる気持ちを持ち、お互いの立場を尊重できる関係を築きましょう。

記事に関するご意見・ご感想をお寄せください。

市秘書企画課 ☎222221  
Eメール

kikaku@city.yoshinogawa.lg.jp

### 人権とぴっくす

#### やさしく、かがやく 人権の里、八坂(やさか)

— 八坂会館 —

八坂会館は、グラウンドを挟んで教育集会所や児童館、近くには福祉センターなどがあり、これらの施設や生徒たちと協力し合いながら、さまざまな行事を進めています。

開かれたコミュニケーションセンターの拠点として、自治会活動や防災活動などで、地域住民が集う憩いの場としても活用されています。また、人権の館(やかた)として、中・高校生をはじめ青年や住民による人権学習会も開催されています。

講座・行事の集大成として、夏は納涼祭、冬は会館祭などを開催しています。12月2日には、20回目となる会館祭が催され、学習会や小・中学校人権委員の発表、講座生による銭太鼓の演技などのほか、書道・生け花・手芸等の作品も展示されました。



講座生による生け花や書道の作品



小・中学生の作品もたくさん展示されました

- 銭太鼓(毎週金曜日)
- 書道(毎週月曜日)
- 舞踊(毎週日曜日)
- 生け花(第1・3火曜日)
- 手芸(第2・4土曜日)
- 将棋(毎週火曜日)
- ◆ ハローワークによる職業相談/第1・3月曜日(午前9時30分~11時30分)



日ごろの練習の成果を出し切りました

特に、高校生を中心とした「七草の会」による平和学習発表「アタック9沖繩」と、「怪傑!講師団」の講師による講演は、20回目の節目となる会館祭のメイン・イベントとして好評を得ました。

八坂会館では、定期的に必要な講座が開催されています。

今後も、人にやさしく、人かがやく人権の里、八坂(やさか)をめざし、さまざまな活動を推進してまいりますので、皆様のご協力をよろしく願います。

記事に関するご意見・ご感想をお寄せください。

吉野川市人権教育推進協議会(市人権課内) ☎222229

# 平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります

## 後期高齢者医療制度ってどんな制度?

これまで、75歳(一定の障害があると認定された人は65歳)以上の人は、国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、市町村が運営する「老人保健制度」にも加入して医療を受けていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保健制度を抜けて、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。たとえば、今までは医療機関で受診したとき、保険証と医療受給者証の2つを提出していましたが、この制度により後期高齢者医療制度の保険証1つのみを提出することになります。

この「後期高齢者医療制度」は、すべての75歳(一定の障害があると認定された人は65歳)以上の人が加入し、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合」が市町村と協力しながら運営する制度です。

広域連合が行うこと	市町村が行うこと
○保険証の発行	○保険料の徴収
○保険料の賦課	○申請や届け出の受け付け
○医療を受けたときの給付などを行います	○保険証の引き渡しなど、窓口業務を行います

## 老人保健制度と後期高齢者医療制度の違い

### ■平成20年4月から下記のように変わります

#### 平成20年3月31日まで

対象となる人 (被保険者)	75歳以上の方全員が対象です。 (一定の障害があると認定された人は65歳以上)
保険証 (受診時に必要なもの)	国民健康保険・健康保険・共済組合等の加入資格はそのままです。   医療受給者証 保険証(国保・健保など)
みなさんの窓口	吉野川市
運営主体	吉野川市 
医療費の負担割合	一般の方は1割負担、現役並み所得者の方は3割負担です。
受けられる保険給付	療養の給付や、入院時の食事代、高額療養費など。
保険料	保険料は世帯ごとに決まり、加入する国民健康保険・健康保険・共済組合等に納めます。

変更なし

ここが  
変わります

ここが  
変わります

変更なし

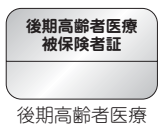
ここが  
変わります

変更なし

変更なし

ここが  
変わります

#### 平成20年4月1日から

対象となる人 (被保険者)	75歳以上の方全員が対象です。 (一定の障害があると認定された人は65歳以上)
保険証 (受診時に必要なもの)	すべての方は後期高齢者医療制度に移行します。  後期高齢者医療被保険者証
みなさんの窓口	吉野川市
運営主体	徳島県後期高齢者医療広域連合が制度を運営します。 ●広域連合が行うこと 被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などの運営を行います。 ●吉野川市が行うこと 加入や脱退の届け出の窓口になります。保険証の引き渡しや保険料の徴収を行います。
医療費の負担割合	一般の方は1割負担、現役並み所得者の方は3割負担です。
受けられる保険給付	療養の給付や、入院時の食事代、高額療養費など。
保険料	保険料は、各都道府県の広域連合ごとに決まり、1人1人が保険料を納めます。原則として年金から保険料を天引きします。

## 保険料は被保険者全員が納めることになります

### ■保険料の納め方は？

75歳(一定の障害があると認定された人は65歳)以上の人で、年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、原則として年金から保険料が天引きされます。それ以外の場合は、納付書等で市町村に納めます。

ただし、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合は年金から天引きされる対象になりません。

### ■保険料はどうなるの？

保険料は被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じ負担する「所得割額」の合計となります。また、保険料額には賦課限度額(上限額)が設けられ、年額50万円に設定されています。

#### ●保険料について



保険料  
(年額)

被保険者均等割額 40,774円(年額)

所得割率 7.43%

＝ 被保険者均等割額(※1) ＋ 所得割額(※2)



基礎控除後の総所得金額×所得割率(7.43%)

※1. 所得の低い人は、世帯の所得に応じて保険料の被保険者均等割額が軽減されます。軽減される割合は、7割、5割、2割の3種類になります。

※2. 年金収入のみの被保険者の場合、収入額が153万円以下の場合には、所得割額が課せられません。

#### ◆後期高齢者単身世帯の場合

(例1) 基礎年金受給者 年金額79万円の場合

被保険者均等割額 12,232円(7割軽減) ＋ 所得割額 なし ≒ 12,200円(年額)

(例2) 厚生年金受給者 年金額208万円の場合

被保険者均等割額 40,774円(減額無し) ＋ 所得割額 40,865円 ≒ 81,600円(年額)

## 保険料の軽減措置

### ■健康保険組合などの被扶養者で保険料を負担していなかった人は

国民健康保険以外の被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった人も、後期高齢者医療制度の被保険者となれば保険料を負担しなければなりません。

ただし、下記の①②に該当する人は、激変緩和を図るため、被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の被保険者均等割額が5割軽減されます。

①平成20年3月31日に、健康保険組合や共済組合等の被扶養者だった人

②平成20年4月1日以降、75歳になって資格を得た日の前日に、健康保険組合や共済組合等の被扶養者だった人

また、上記とは別に、平成20年4月から9月までの間は保険料の徴収はされず、10月から平成21年3月31日分までの保険料は9割軽減された金額となります。徳島県の場合は10月から平成21年3月の6カ月で総額約2,000円の保険料となります。

具体的なお支払い方法については、平成20年9月下旬に、市役所からお知らせする予定です。

## 現在の老人保健制度の証はどうなるの？

### ■「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの人は

現在、上記の証をお持ちの人については、平成20年3月末までに後期高齢者医療広域連合から新たに証を交付します。なお、現在お持ちの証は、3月末日で使用できなくなります。

問い合わせ 市国保年金課 ☎2213

えっ？罰金20万円？

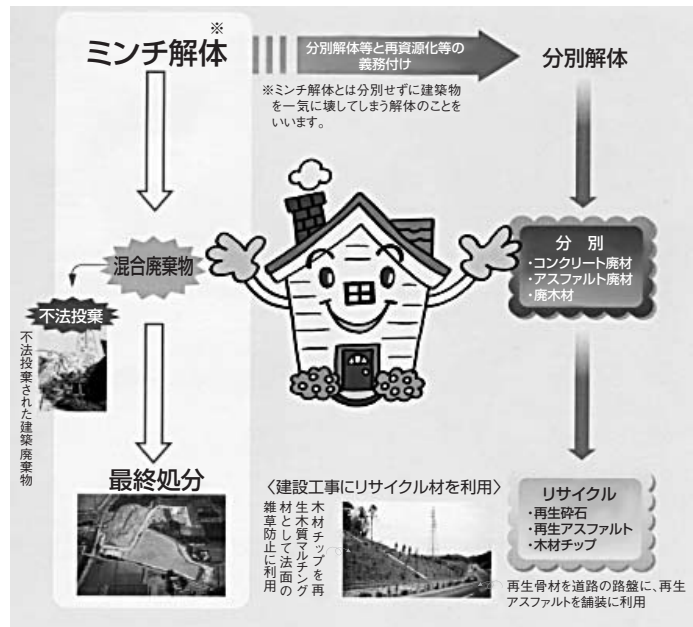
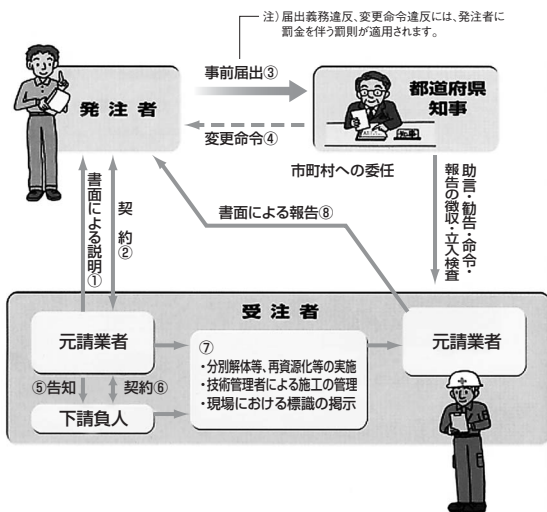
# 建設リサイクル法を知っていますか？

## 建物を壊すときは

建物を壊すときは、事前に知事に届け出が必要って知っていましたか？ 建物を建てるときに、建築申請が必要のように壊すときにも届け出（＝知事へ）が必要です。

■壊すときには分別解体をし、リサイクルしましょう。

※届け出をしないと20万円以下の罰金に処せられます。



右表の規模以上の工事については、分別解体等および再資源化等が義務付けされています。

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	延べ床面積	80㎡
建築物の解体新築・増築	延べ床面積	500㎡
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	工事金額	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額	500万円

## 解体業者の方へ

### 解体工事の場合



### ①建物等に関する調査の実施

周辺の状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等を調査します。

### ②分別解体等の計画を作成

イ) 調査結果の取りまとめ ロ) 工実工程、作業内容、分別解体等の方法 ハ) 特定建設資材廃棄物の種類ごとの発生見込み量および発生場所 ニ) その他分別解体等を適正に実施するための措置 などの計画を作成します。

### ③工事着手前に講じる措置の実施

作業場所、搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品等（特に家電リサイクル法対象物）について、発注者が事前に搬出したか確認します。

### ④工事の施工



①建築設備・内装材等を分別して取り外し



②屋根ふき材を取り外し



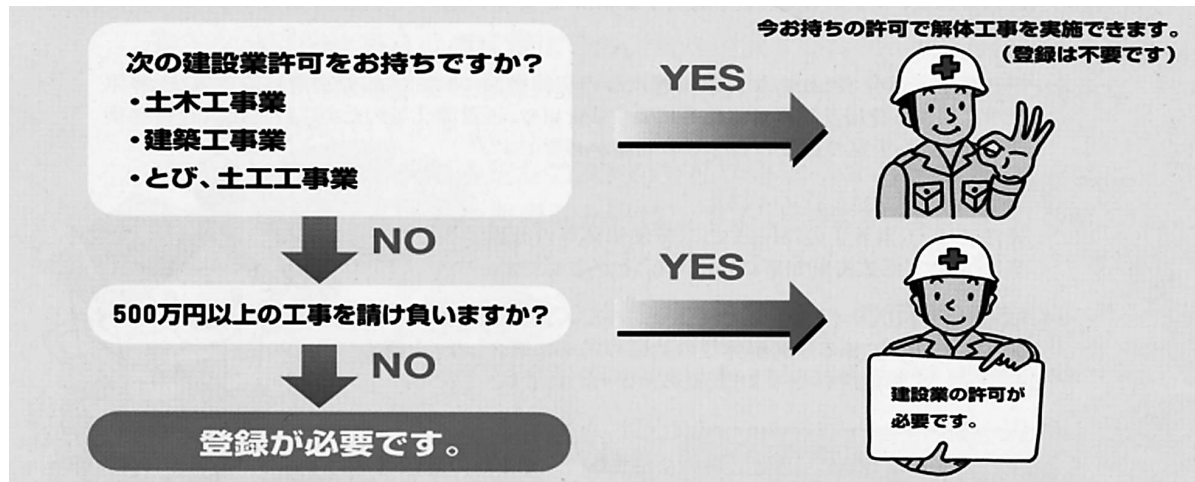
③外装材・上部構造部分の取り壊し



④基礎および基礎杭の取り壊し



解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です。



罰則一覧

章・節	条項	内容	罰則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	1	対象建設工事の届け出	20万円	51条1号
	10	2 対象建設工事の変更の届け出	20万円	
	3	対象建設工事の届け出等にかかる変更命令	30万円	
	15	分別解体等義務の実施命令	50万円	49条
第4章 再資源化等の実施	18	1 発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万円	49条
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万円	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万円	
	25	1 変更の届け出	30万円	50条2号
	27	1 廃業等の届け出	10万円	53条2号

章・節	条項	内容	罰則	罰則条項
第5章 解体工事業	29	1 登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万円	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33	標識の指示	10万円	53条3号
	34	帳簿	10万円	53条4号
	35	1 事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1 報告の徴収	20万円	51条4号
		1 立入検査	20万円	51条5号
第6章 雑則	42	報告の徴収	20万円	51条4号
	43	1 立入検査	20万円	51条6号

は過料

- 解体工事の事前届出先は、下記までお願いします。  
川島土木事務所 建築指導担当 電話26-3714
- 建設リサイクル法に関する相談は下記までお願いします。  
徳島県県土整備部建設管理課 技術・UD担当 電話 088-621-2622
- 建設リサイクル法については、徳島県HP(建設リサイクル法について)をご覧ください。  
<http://www.pref.tokushima.jp/generaladmin.nsf/topics/AB29141C07DCBB7E49256BC900071177?opendocument>

※写真等の出典:建設副産物リサイクル広報推進会議パンフレットより



### 市職員人事異動

主幹級以上 1月1日付

( ) 内旧任

#### 市長部局

▼**部長級** 総括支所長〔美郷支所地域課長事務取扱〕(会計管理者) 河野憲二

▼**次長級** 水道部次長〔水道課長事務取扱〕(総務部次長〔国民文化祭担当〕) 高瀬正雄  
▼会計管理者(総括支所長兼美郷支所地域課長) 北村雅志

#### 主幹級

▼下水道課主幹兼施設係長(秘書企画課主幹兼国民文化祭推進係長) 檜葉昇  
▼子育て支援課主幹兼児童保育係長兼養護老人ホーム芳越荘主幹兼主任生活相談員(養護老人ホーム芳越荘主幹兼主任生活相談員) 増富雄二  
▼川島支所地域課主幹兼地域振興係長(川島支所地域課主幹) 後藤田修三

### 消防団年末警戒

12月27日から30日にかけて、市消防団の年末警戒が各方面の消防団ごとに行われました。消防団員が車や徒歩で、市民の方に火の用心を呼びかけました。



市民を守る消防団員たち

### 平成20年吉野川市成人式

1月3日、鴨島公民館で、平成20年の成人式が開催され、新成人433人が出席しました。(表紙写真)

鴨島鳳翔太鼓の演奏に引き続き、中学時代の恩師からのビデオメッセージが上映されました。教えを受けた先生方の姿がスクリーンに映し出されると、新成人からは大きな歓声があがっていました。

式典では、市長や来賓の方々の祝辞を受け、新成人を代表して岡田鮎香さん(鴨島町)が、「今日の気持ちを忘れず、これからは成人としての自覚と責任を持ち、歩んでいきたいと思えます。」と謝辞を述べました。



新成人の代表で組織する実行委員会の皆さんが、式典の司会進行などで活躍しました



いたるところで写真撮影が行われていました



色とりどりの晴れ着を身に着けた新成人たち

### 百歳のお誕生日おめでとうです



百歳の誕生日を迎えられた野田カネコさん

1月12日、川島町学の野田カネコさんが、百歳の誕生日を迎え(明治41年生まれ)、吉野川市や県から祝い状と記念品が贈られました。野田さんは一人暮らしでしたが、世話好きで、ときどき近くに住むおいの家に行っていました。現在、市内の特別養護老人ホームに入所しています。友人と話すのが好きで、主に聞き役です。健康状態は良好で、食べ過ぎないのが長寿の秘訣とのこと。誕生日には、お祝いに駆けつけた孫たちと笑顔で話していました。吉野川市内の百歳以上の長寿者は16人(女性14人男性2人)になりました。

### 第54回徳島駅伝

1月4日から3日間、徳島県内をコースとする徳島駅伝が開催されました。吉野川市は、8位と前回より順位を落としましたが、第12区で尾池政利選手、第42区で前田美咲希選手が区間賞を獲得し、来年につながる走りを見せました。



川島合同庁舎前を再スタート

### 吉野川市消防団出初式

1月6日、ふるさとセンターで、吉野川市消防団の出初式が開催され、功労者への表彰が行われました。

主な表彰の受賞者は次の皆さんです。(敬称略)



市民の生命と財産を守るため日々励んでいる消防団員

### 徳島県知事表彰

- ▼住友和芳(美郷方面第6分団長)
- ▼新居孝司(川島方面第7分団長)
- ▼福岡正(川島方面第9分団長)
- ▼村田久典(山川方面第3分団長)
- ▼谷本充男(山川方面第5分団長)
- ▼真鍋年雄(山川方面第5分団副分団長)

- ▼久保正昇(鴨島方面第4分団長)
- ▼後藤田賀博(鴨島方面第6分団長)
- ▼深見真喜夫(鴨島方面第7分団長)
- ▼吉川進(鴨島方面第5分団副分団長)

### 徳島県消防協会長表彰

#### ◇功績章

- ▼小原堅二(川島方面第5分団部長)
- ▼那須隆則(川島方面第10分団長)
- ▼板川秀男(山川方面第1分団長)
- ▼松田徳二(山川方面第2分団長)
- ▼森本修司(鴨島方面第2分団長)
- ▼張丁毅義(鴨島方面第8分団長)
- ▼多田進一(鴨島方面第11分団長)
- ▼藤岡廣美(美郷方面第5分団長)

#### ◇精績章

- ▼原田晴樹(山川方面第2分団副分団長)
- ▼尾島博之(山川方面第3分団副分団長)
- ▼瀬川勝之(山川方面第2分団部長)
- ▼佐藤哲章(山川方面第5分団部長)
- ▼寒川健次(山川方面第7分団部長)
- ▼落窪明(鴨島方面第1分団副分団長)
- ▼清水稔久(鴨島方面第4分団副分団長)
- ▼平島一彦(鴨島方面第10分団長)
- ▼河野收三(鴨島方面第11分団副分団長)

### 「暴力団員の市営住宅の使用制限に関する覚書」調印式

1月15日、市役所で「暴力団員の市営住宅の使用制限に関する覚書」の調印式が行われました。

吉野川市では、平成19年12月議会で「吉野川市営住宅条例」の改正案が議決され、暴力団員の市営住宅入居が制限されることになりました。今回の調印式では、今後市と吉野川警察署が協力・連携し、市営住宅入居者が暴力団員であるか否かの照会を実施するなど、ともに市民生活の安定



覚書に調印する小倉警察署長(左)と川真田市長(右)

と安全性の向上を図っていくことを確認しました。

### 新成人と市長との座談会

1月19日、市役所で新成人と市長が市の将来について意見を交わす座談会を開催しました。

新成人の代表8人と市長ほか市の幹部らが出席し、新成人に地元の魅力や不満な点などについて意見を聞きました。

参加した新成人は地元の魅力を「自然が多く景色が美しい」「空気がいいし、ホタルや梅もある」など語りました。また、不満な点について「大学卒業後は地元に戻って就職しようと思いが、県内には働く企業が少ないのが悩み」「市内で草野球のリーグや大会、総合運動公園などを動かせる場がほしい」などの意見も出ました。



新成人と市長との座談会の様子

《交通安全標語優秀作》

迷惑駐車

マナー守ろう

自分だけの道じゃない

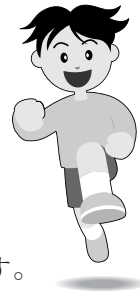
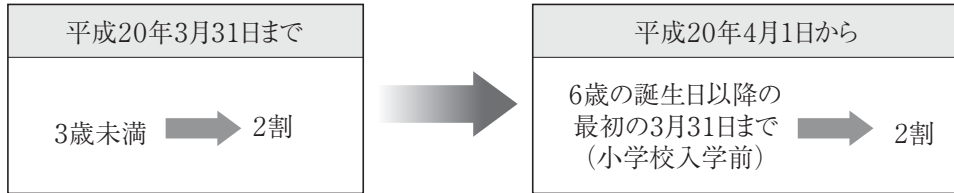
新居

拓也(川島小学校六年)

## 平成20年4月から国民健康保険の制度が変わります

高齢化にともない医療費が増大する中、これからも安心して医療を受けられるように、平成20年4月から国民健康保険制度が大きく改正されます。現在、予定されている改正内容をお知らせいたします。

### ★小学校入学前の子どもの自己負担割合が2割になります。

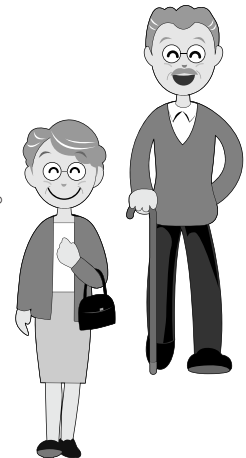


乳幼児等医療費助成の対象となっている受給資格者は、従来どおりの自己負担金のみです。  
☆小学校入学時～69歳までの方は、平成20年4月からも3割負担に変更はありません。

### ★退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります。



退職者本人が満65歳になると、その被扶養者も同時に一般の国保加入者になります。



### ★療養病床入院時の「食事・居住費」負担の対象年齢が65歳以上となります。



### ★高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

国保で高額医療費の該当になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、年間の国保と介護保険それぞれの自己負担分を合算して一定の限度額を超えた分が支給される制度です。

### ★75歳の誕生日を迎えた方は、後期高齢者医療制度に加入となります。

平成20年4月1日からは、満75歳の誕生日を迎える方は、誕生日から国保を脱退して「後期高齢者医療制度」に加入することになります。(10～11ページに関連記事)

### ★40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります。

平成20年4月から始まる国保の健康診断・保健指導では、心臓病・脳卒中などにつながる、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期発見し、該当者や予備軍を減少させるための予防・改善に向けた生活改善指導を行います。(広報よしのがわ平成19年12月号10ページ参照)

### ★国保の保険証が個人ごとのカードに変わります。

平成20年4月から国保の保険証は名刺サイズの保険証に変わります。4月までに加入している家族分を合わせて世帯主あてに配達記録郵便でお送りしますので、届いたときは、それぞれの内容(氏名・住所等)を確認してください。

問い合わせ 市国保年金課 ☎2213





# 情報ひろば



## お知らせ

### 造林用苗木の申し込み

造林用苗木の注文を受け付けています。

配布日、配布場所等については、申し込みをされた方へ後日連絡します。

苗木価格表(単位:円/本)

規格	区 分	
	苗長(cm)	価格(円)
すぎ 2年生	1号	45~65
	2号	35~55
ひのき 2年生	1号	45~60
	2号	35~50
くぬぎ	40上	80
くろまつ	20~40	58

申込期限 2月27日(水)

問い合わせ・申し込み

市林業振興課 ☎4321112

阿波麻植植森林組合

☎253947



《交通安全標語優秀作》

てをあけて よくみてわたるよ おうだんほどう

澤山 栞奈(山瀬小学校一年)

### 国民健康保険税が 年金から天引きされます

次の①~④の要件すべてに該当する場合は、4月から、国民健康保険税が国保世帯主の年金から天引き(特別徴収)されます。

- ①国保世帯主(※擬制世帯主を除く)と世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満
- ②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ③国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない
- ④国保世帯主の介護保険料が特別徴収されている

これらの要件に1つでも該当しないものがある場合は、いまままでおりの納付方法です。  
※擬制世帯主:国保に加入していない世帯主

◆複数の年金を受給されている方は、社会保険庁が支給する年金を優先し2分の1判定を行いますので、各共済等が支給する退職年金の受給額が

多くても、天引き(特別徴収)とならずに、納付書払い(普通徴収)となる場合があります。

天引き(特別徴収)のしくみ

年金の定期支払(年6回)の際に、介護保険料とあわせて天引き(特別徴収)します。

仮徴収 4月・6月・8月

「前年度の国民健康保険税相当額÷6」の金額を1回あたりの仮徴収額として、年金から特別徴収します。

本徴収 10月・12月・2月

7月本算定後に確定となった1年間の国保税から、仮徴収分の国保税を引いて調整された金額を年金から特別徴収します。

問い合わせ

市税務課 課税第2係

☎22215

### 重度心身障害者等 医療費助成制度の 取り扱いが変わります

65歳以上75歳未満の重度心身障害者等医療費助成制度を受けている方は、4月から後期高齢者医療制度(現老人保健制度)への加入が必要です。

引き続き重度心身障害者等医療費助成制度を受けられる

場合は、後期高齢者医療制度の加入手続きをお願いします。手続きについては、国保年金課老人医療係(市役所1階)または支所地域課(川島・山川・美郷)で行ってください。

※65歳以上の方で、すでに老人保健制度に該当している方は手続きの必要はありません。

- 手続きに必要なもの
- ①健康保険証
- ②障害の程度を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳など)
- ③印鑑

問い合わせ

重度心身障害者等医療費助成制度について

市介護障害課 障害福祉係

☎256613

後期高齢者医療制度について

市国保年金課 老人医療係

☎22213

### 高齢者医療制度の見直し

予定されている改正内容

70~74歳の方の窓口負担

4月から、平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

すでに3割負担されている

方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料

4月から9月までの6カ月間は無料になります。10月から平成21年3月までの6カ月間は、保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額になります。

対象者 75歳以上の方(65~74歳で一定の障害認定を受けた方を含む)で、後期高齢者医療制度の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日)または75歳の誕生日の前日)現在で、被用者保険※の被扶養者になっている方

※被用者保険:いわゆる「サラリーマン」の健康保険です。

国民健康保険は該当しません。

問い合わせ

市国保年金課

☎22213



やめようポイ捨て! わたしたちのまちを美しく。

## 医療機関を利用する際のお知らせ

次の①～③のいずれかに該当される方で、被用者保険に加入されている方は、平成20年2月から県内の医療機関を利用される際に、健康保険証と医療費受給者証の2点を受付窓口へ提出していただければ、受診できるようにになりました。

- ① 重度心身障害者等医療費受給者
- ② 母子家庭等医療費受給者(入院のみ)
- ③ 乳幼児等医療費受給者

平成20年1月受診分まで
①健康保険証
②医療費受給者証
③医療費請求書
(重度心身障害者・母子家庭等…水色の用紙)
(乳幼児等…ピンクまたはアイボリーの用紙)

平成20年2月受診分から
①健康保険証
②医療費受給者証

医療費請求書は  
必要ありません!

## 問い合わせ

■ 重度心身障害者等医療費  
・母子家庭等医療費について  
市介護障害課 障害福祉係  
☎256613

■ 乳幼児等医療費について  
市子育て支援課 児童母子福祉係  
☎256614

## 奨学金貸与

平成20年度の奨学金貸与を次のとおり行います。希望される方は申請手続きをしてください。

### 貸与条件

- ① 経済的理由により、進学することが困難な方
- ② 向学意欲がおう盛で成績が優秀な方
- ③ 市内に2年以上住所を有する方の子。父・母ともいない方は、本人が市内に住所を有すること。

### 貸与月額

- 高等学校 県立高等学校の全日制課程の授業料に相当する金額(10000円未満端数切り捨て)
- 国立大学 2万円
- 私立大学 2万5000円

貸与金の償還  
大学卒業の場合は15年以内、

高校卒業の場合は20年以内の均等償還

※貸与金は無利子です。

### 必要書類

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 所得証明書(子どもを除く世帯員分)
- ③ 住民票の写し(世帯全員)
- ④ 成績証明書
- ⑤ 誓約書など

※申請関係書類は学校教育課

(山川庁舎1階)、支所地域課(鴨島・川島・美郷)にあります。詳しくは、お問い合わせください。

### 申込期間

3月3日(月)～21日(金)

### 問い合わせ・申し込み

学校教育課 ☎424114

## はぐみ講演会のご案内

いろいろなことがきっかけで学校に登校できなくなった子どもたちのことで悩み、だれにも言えずに苦しんでいませんか? 保護者の皆さんの気持ちや軽くなればと、「相談室・つづじ学級」では講演会を開いています。解決に向けて共に悩み、考えましょう。

2月24日(日)  
午前10時～正午

ところ 山川公民館1階第3研修室

講師 尼崎お笑い奉仕軍団 団長 田中くにおさん

講演会以外でも常時相談を受け付けています。希望があればこちらから伺います。個別の相談も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ・連絡先

いきいき吉野川っ子相談室・つづじ学級(山川庁舎3階)  
☎424127

## 募集



## 市営住宅入居者募集

### 募集住宅および予定戸数

喜来第5団地(鴨島町)1戸、東須賀団地(川島町)1戸、川俣団地(美郷)2戸、平第2団地(美郷)1戸

家賃 収入に応じて決定

申込期間 2月13日(水)～29日(金)

申し込みできる方

① 市内に住所または勤務場所がある方で住宅に困っている方

② 所得が所定の基準に該当する方

③ 同居親族または同居しようとする親族のいる方

④ 市税を滞納していない方

※6月1日付国土交通省住宅局からの通知により、警察から暴力団員と認定された方は入居できません。

### 申込方法

都市計画住宅課(市役所2階)または支所地域課(川島・山川・美郷)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて都市計画住宅課へお申し込みください。

### 申込書類

- ① 市営住宅入居申込書
- ② 添付書類
- 所得・課税証明書(家族で収入のある方全員分必要)
- 完納(納税)証明書

※これ以外に書類を提出していただく場合もあります。

### 問い合わせ・申し込み

都市計画住宅課 住宅係

☎222225



## 筋力アップ教室 「パワー・デイ」のコースが増えました!



地域支援  
事業介護予  
防一般高齢  
者施策の一  
環として、  
水中運動や  
マシンング  
レーニング  
を実施して  
いますが、  
より負荷  
を加えた「  
向上コース  
」を追加し  
ました。ご  
自身の介  
護予防のた  
めにぜひご  
参加くだ  
さい。

**対象者** 市内に在住する65歳以上の方で、介護保険によるサービス(介護給付、新予防給付、特定高齢者施策によるサービス)を利用していない方

※「向上コース」については、右の要件に加えて、今までの「パワー・デイ」を利用したことのある方

**利用期間** 4月～6月

**実施場所** 健康会インディペンデント21(川島町川島106-12)

**利用料** 250円/1回

### コース一覧

コース名	内容
入門コース	A1コース(*) 水中ストレッチ等
	B1コース(*) 機械を使った筋力アップ等
向上コース	A2コース 水中ジョギング等
	B2コース 機械等を使った局所筋アップ等

※平成19年度中のA(水中運動)コース、B(マシントレーニング)コースと同じ

**定員** A1コース5グループ各20人/B1コース3グループ各8人/A2コース5グループ各15人/B2コース3グループ各8人

※定員を超えて申し込みがあった場合は抽選となります。

**利用できるコース**

	今までの利用状況			
	初めての利用	A1コース利用済み	B1コース利用済み	入門コース利用済み
利用できるコース	A1	○	×	×
	B1	○	○	×
	A2	×	○	○
	B2	×	×	○

**利用限度** 各コース週1回

### 申請に必要なもの 印鑑

※申請書等は地域福祉課(川島庁舎1階)、各支所地域課(鴨島・山川・美郷)にあります。

**申請締切** 3月14日(金)

### 問い合わせ

市地域福祉課 地域支援係  
☎256627

### 催し

#### 市政懇談会の開催

吉野川市では、市民本位の市政運営を行うため、市のあり方を市民の皆さんとともに考え、行政と市民が率直に話し合える場として市政懇談会を鴨島地区から順次開催していきます。多数ご参加ください。

**対象地区** 上浦・牛島・森山

とき 2月22日(金)午後7時

ところ 上浦公民館

### 問い合わせ

市秘書企画課 ☎22221

#### 薬草が地域の元気を創る『キレイのさと美郷』プロジェクト発表会

美郷の山野草や梅などを活用した特産品や料理開発の取

り組みについて発表会を開催します。

とき 2月24日(日)午前10時30分～午後3時30分(正午～午後1時玄米おむすび試食会)

ところ ふるさとセンター

### 記念講演

午前の部「薬草が地域の元気を創る!」美郷の山には宝物が眠っている

午後の部「四季の薬草ばなし」講師 村上光太郎さん(崇城大学薬学部教授)

参加希望の方は、2月20日(水)までに電話でお申し込みください。

### 問い合わせ・申し込み

美郷商工会 ☎432505



#### 第102回まちかどコンサート

**出演者** 忌部楽団、デビルズカルテットほか

とき 2月24日(日)午後1時

ところ JR鴨島駅前老人ホームあけわ敷地内(雨天決行)

### まちかど美術館

JR鴨島駅前商店街の店舗

に鴨島美術グループやアマチュアの画家・写真家等の作品を展示しています。

ホームページアドレス  
<http://www.tcu.or.jp/kamojima/machicon/>

### 連絡先

まちかどコンサート実行委員会  
☎243725(鎌田)

### 相談

#### 巡回職業相談

**対象者** 職業相談希望の方

**内容** 県内求人情報の提供と職業相談、職業についての知識や就職の心構えについての指導

※雇用保険の受け付けは行いません。

**【山川】**  
とき 2月18日(月)、3月3日(月・17日)

午前9時30分～11時30分  
ところ 八坂会館

**【川島】**  
とき 2月13日(水)、3月12日(水)

午後1時30分～2時30分  
ところ こだま会館

### 問い合わせ

ハローワーク吉野川  
☎242166

### 川島公民館だより

#### 川島町文化祭

とき 2月23日(土)午後1時  
ところ 川島公民館

入場料 無料

問い合わせ

川島公民館 ☎252180

### 鴨島公民館だより

#### 子ども料理教室

とき 3月8日(土)午前10時

ところ 2階 調理室

内容 ケーキずし、いちご大福ほか

対象

小学校4～6年生(保護者の方は参加できません)

準備物 エプロン、三角きん、手ふきタオル

材料費 500円(当日集金)

定員 20人(先着順)

申込方法 2月20日(水)から申し込みを受け付けます。申込用紙を鴨島公民館に備え付けていますので、記入して提出してください。

問い合わせ・申し込み

〒776-0011 吉野川市

鴨島町鴨島甲1番地

鴨島公民館 ☎245111

### 文化研修センター通信

#### 平成20年度前期文化研修センター講座案内

ゆとりある生活、いきがいのある人生を求めて—

受講期間

4月6日(日)～9月7日(日)

10回コース ( )内講師

○篆刻 (射場博子)

○絵手紙 (岡田光男)

○オカリナ (森見美子)

○楽しい写真講座(北川茂之)

○短歌 (楠本邦利)

○短歌心をうたおう (宮久保美恵子)

○手編み手芸(後藤田八重子)

○生け花へ未生流 (川真田信子)

○生け花へ草月流 (近藤年江)

○ねんどの花クレイアート (石田百合子)

○花で生活を楽しむ (近藤佐起江)



#### 20回コース ( )内講師

○藍染め (藤井和栄)

○木目込人形 (小林鳳美)

○着物着付け (桑田律子)

○茶道へ裏千家 (近藤陽子)

○自然の素材を織る (島田ひろみ)

○実用書道 (寺内金子)

○書に親しむ (武市鳴雲)

○書道入門 (熊代厚子)

○水墨画 (久米芳邦)

○初級太極拳 (村上恵子)

○中級太極拳 (黄麗)

○大正琴 (山本源淑)

○陶芸 (笠井享)

○さくら初級長唄三味線 (春名完二)

○日本舞踊 (松井美恵子)

○パッチワーク・キルト (薩摩利子)

○ビデオ講座 (牧本美代子)

○墨彩画 (土方喜美子)

○民謡 (藤本秀森寿)

○民謡三味線 (藤本秀森幸)

○洋画 (下時治郎秀臣)

受付期間 2月20日(水)～3月23日(日)(定員に満たない講座については、引き続き受け付け

けします)

受付場所 文化研修センター

受講料 10回コース4200円/20回コース8400円

(受講料のほか別に別途材料費等必要な場合があります)

※詳細は、講座案内パンフレットをご覧ください。市内各文化施設、公民館等に備え付けています。

フリーブドフラワーで作る  
コサージュ体験講座

卒入学式シーズンを迎え長期保存のできるフリーブドフラワーを使ってコサージュを作りましょう。

とき 2月24日(日)午後1時30分～3時30分

ところ 文化研修センター研修室4

講師 近藤佐起江さん

参加費 1500円

定員 20人(先着順)

主催 市文化協会

問い合わせ・申し込み

文化研修センター

☎220015



### 川島薬草園

キンカン

ミカン科



〈表紙写真〉

キンカンは、観賞用、果樹として栽培されることが多い、中国原産の常緑性の低木です。

夏には小さな白い花が咲き、晩秋から冬にかけて、鮮やかな橙黄色で表面には光沢のある、長だ円形の果実を付けます。

果実は民間薬として咳や、のどの痛みに効果があるとされ、咳止め、風邪薬として用いられています。また、果皮のついたまま甘く煮て、砂糖漬け、蜂蜜漬け、甘露煮にしたり、甘く煮てから、砂糖に漬け、ドライフルーツにしたります。

## 2月・3月の健康づくり教室 (40歳以上65歳未満の方対象)

2月	日	曜日	時間	場所	地区	内容	
	14	木	9:30~11:00	中部農業構造改善センター	山川	健康相談	
	15	金	10:00~11:00	西麻植会館	鴨島		
	25	月	13:30~14:30	上浦地区公民館	鴨島		

3月	日	曜日	時間	場所	地区	内容	
	4	火	9:30~11:00	山瀬地区公民館	山川	健康相談	
	6	木	10:00~11:00	飯尾敷地地区公民館	鴨島		
	13	木	10:00~11:00	森山地区公民館	鴨島		
	14	金	10:00~11:00	喜来老人憩の家	鴨島		
	18	火	13:30~15:00	西川田福祉センター	山川		
19	水	13:30~15:00	中枝老人憩の家	美郷			

●問い合わせ 市健康推進課 ☎256615

## 2月・3月の介護予防教室 (65歳以上の方対象)

2月	日	曜日	時間	場所	地区	内容	
	13	水	9:30~10:30	川島公民館近久分館	川島	健康 チェ ック	
	19	火	9:30~10:30	城戸下浦高開集落センター	美郷		
	20	水	9:30~10:30	中古井広域集落センター	美郷		
			10:00~11:00	川島公民館朝日ヶ丘分館	川島		介護予防体操 栄養改善講座
	21	木	9:30~10:30	こだま会館	川島		
	22	金	9:30~10:30	鍛冶屋敷公会堂	川島		
			13:30~14:30	上谷集落センター	美郷		
	25	月	13:30~14:30	知恵島老人憩の家	鴨島		
	26	火	9:30~11:00	三山老人憩の家	美郷		
27	水	9:30~10:30	川島公民館敷地分館	川島			
		9:30~12:00	千田公会堂	鴨島	栄養改善講座 介護予防体操		
28	木	9:30~10:30	川島公民館岡山分館	川島			

3月	日	曜日	時間	場所	地区	内容	
	4	火	9:30~10:30	川島公民館神後分館	川島	健康 チェ ック	栄養改善講座
			13:30~14:30	川島公民館	川島		
	5	水	9:00~10:00	川島公民館二ツ森分館	川島		
			9:30~11:00	中部農業構造改善センター	山川		
	5	水	13:30~15:00	瀬詰老人会館	山川		
			9:30~10:30	川島公民館久保田分館	川島		
	6	木	9:30~10:30	川島公民館久保田分館	川島		
	7	金	9:00~10:00	東児島老人憩の家	川島		
	10	月	13:30~14:30	立石公会堂	川島		
9:00~10:00			川島公民館学西分館	川島			
11	火	13:30~14:30	牛島集会所	鴨島			
		9:30~10:30	川島公民館近久分館	川島			
12	水	9:30~10:30	川島公民館近久分館	川島			
14	金	9:30~11:00	忌部農業構造改善センター	山川	介護予防体操		

●問い合わせ 市地域福祉課 ☎256627

# 図書だより

## ☆話題の新刊☆

『倒立する塔の殺人』

皆川 博子 著



『ダイイング・アイ』

東野 圭吾 著



『The Book』

乙一 著



山川図書館 ☎42 5222

◆開館時間 午前10時～午後6時

◆2月、3月の休館日

月曜日、祝日、年間図書整理日(3月4日(火)～13日(木))、

月末図書整理日(2月29日(金)、3月28日(金))

◆おはなし会

毎月第2土曜日午後1時30分から(約30分間)

※3月8日(土)はお休みします。

◆映画会

2月16日(土)、3月1日(土)・15日(土)・29日(土)の午後2時から(約2時間)

◆図書館つうしん

(2月1日発行) 新着図書案内・行事予定などを掲載。各館・室で配布しています。

川島図書館 ☎25 3141

◆開館時間 午前10時～午後6時

◆2月、3月の休館日

水曜日、祝日、月末図書整理日(2月29日(金)、3月31日(月))

◆読書クラブ講演会

「読書と人生」  
とき 3月13日(木)午後1時30分～3時30分

ところ 図書館2階

講師 松崎慧さん

◆よつといで文庫による

「春休みおはなし大会」  
とき 3月15日(土)午後1時30分～2時30分

ところ 図書館2階

講師 中洋子さん

◆みんなおはなし大会

とき 3月29日(土)午後1時30分～2時30分

講師 川島町文化伝承グループ代表 細谷孝子さん

鴨島図書室(鴨島公民館内)

☎24 5111

◆開室時間 午前10時～午後6時

◆2月、3月の休室日

火曜日、祝日、年間図書整理日(3月17日(月)～21日(金))

◆絵本とおはなしの会

毎月第2土曜日午前10時30分から/鴨島公民館2階絵本室/絵本の読み聞かせ、エプロンシアター、手作り大型紙芝居など

◆新刊情報

『美か、さもなくば死を』 林真理子 著

『腐指』 Saori 著

『クリスマスにさようなら』 浅暮三文 著

『いっそ悪女』 唯川恵 著

『ダイイング・アイ』 東野圭吾 著

『撰氏零度の少女』 新堂冬樹 著

『日暮れてこそ』 江上剛 著

『人間の関係』 五木寛之 著

『晩鐘』 宇江佐真理 著

『指し手の顔』 首藤瓜於 著

『カッサンドラの嘲笑』 太田忠司 著

『私の男』 桜庭一樹 著

『枢密院議長の日記』 佐野真一 著

『病気とけが手当のきほんおさらい帖』 玉瑞雲 著

『手づくりしたいほかほか中華まん』 茂手木章 著

『マリアの月』 三上洗 著

『神書板刻』 澤田ふじ子 著

『魔物 上・下』 大沢在昌 著

『ゴールデンスランパー』 伊坂幸太郎 著

『長き雨の烙印』 堂場瞬一 著

『国境事変』 誉田哲也 著

◆児童書・絵本  
『ゲゲゲの鬼太郎とよみがえった恐竜』 水木しげる 著

『ゲゲゲの鬼太郎と妖怪ラーメン』 水木しげる 著

『真夜中の学校レストラン』 たかいよしかず 著

『10分で読める名作 四・五・六年生』 木暮正夫 著

『ビーバーのベン』 ビッキー・イーガン 著

『オオカミのエリック』 ビッキー・イーガン 著

『イラストで学べる裁判員制度』 裁判員制度研究会 著

『14ひきのもちつき』 いわむらかずお 著

『ちいさなドラゴン ココナッツ』 インゴ・ジークナー 著

★山川図書館と川島図書館の新刊情報は、各館が発行している『図書館つうしん(山川図書館)』、『新刊速報(川島図書館)』をご覧ください。

美郷図書室

(ふるさとセンター内)

☎43 2811

◆開室時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時まで閉室します)

◆2月、3月の休室日 木曜日

●新刊は、ほかにたくさんそろっています。各館・室の新刊コーナーをご利用ください。読みたい本が見つからない。読みたい本が、気軽に相談ください。本の予約やリクエストは各館・室で、いつでも受け付けています。  
●蔵書検索システム  
<http://library.city.yoshi-nogawa.lg.jp/lliswing/we/opac/>  
●山川図書館の県立図書館協力車巡回日/2月15日(金)・22日(金)、3月7日(金)・14日(金)

# 青少年育成補導

## ストーブ

スイッチをおす

ゴーツと

火がつく

大きな火がゴーオーと

気合いを入れる

ドオーと燃え上がる

寒い人が近づくと

ドオーと火が燃え上がって

寒い人は

ぬうくぬく

ストーブはいつもぬうくぬく

〔ぶんげい麻植〕第2号より



牛島小学校 上田 教貴

## 嫌がらせメール 被害体験率

中学生30%

小学生・高校生20%

県教育委員会が、県内の小・中・高校生を対象に携帯電話の利用実態調査を行いました。

## 携帯電話所持率

小学生 26%

中学生 61%

高校生 96%

## 携帯電話を持っている 児童生徒のうち…

嫌がらせメールを受けたことがある

小学生 20%

中学生 30%

高校生 22%

近年、嫌がらせメールなど携帯電話を使ったいじめが社会問題化しており、県内でも被害が広がっていることが分かりました。

自己紹介用の簡易ホームページ「プロフィール」の掲示板に書き込みをしたことがある

小学生 5%

中学生 34%

高校生 58%



有害情報をブロックできる  
フィルタリングサービス  
について

知っている↓実際に利用している

小学生 21% ↓ 8%

中学生 41% ↓ 14%

高校生 44% ↓ 4%

これらの調査結果を受け、県教育委員会では「今後、小・中・高校生を対象に携帯電話の利用教室を開き、フィルタリングサービスの利用などを積極的に呼びかけていきたい」と話しています。

吉野川市においても、携帯電話の所持率は県の調査結果とほぼ同じです。携帯電話によるトラブルに遭わないために、次のような対策を講じておきましょう。

## 携帯電話のトラブルから 子どもを守るために

①事前に防ぐ

●フィルタリングサービスを利用する

●個人情報をお開しない

●重要な情報を扱うサイトへは、URLを直接入力する

②安易に返信しない

●興味本位でURLにアクセスしない

●メール配信停止用アドレスには返信させない

③トラブルが発生したらすぐに相談

●学校の先生にすぐ相談する

●消費者センター、犯罪相談窓口(警察など)に相談する



## 連絡先・問い合わせ

市青少年育成補導センター

☎ 25 6 6 2 0 FAX 25 6 6 2 1

ホームページアドレス

<http://www.tcu.or.jp/kusei-center/>

## 怪傑 講師団活躍中

地元の人権教育啓発講師団が人権問題解決のため、各地で研修会を実施しています。

## 講師団紹介 ⑳



あかし りくお 雄 明石

## 講演テーマ

「教育は共有」

プロフィール

川島町在住。

青少年育成補導センター所長。

あいも

かわらず

しらけているが

りはつな人になんたくて

くろうをかってでる

おとこです

「序・破・急」を備えている

学校経験者。

## 問い合わせ

市人権課

☎ 22 2 2 2 9



今年も美郷の梅の花まつりの季節がやってきました。見ごろは2月中旬から3月中旬です。期間中はイベントが盛りだくさんです。ので、ふるってご参加ください。

**梅の花見ウォーク**

とき 3月2日(日)(小雨決行、悪天候の場合は3月9日(日)に順延)  
集合場所 美郷ふれあい公園(駐車場) 美郷中学校グラウンド

受付開始 午前9時  
※午前10時から歓迎式が行われます。

出発 午前10時30分  
コース 中古井コース/重野尾・愛後コース(ともに10km)、重楽寺コース(7km)、宗田コース(3km)

会場では、午後1時から「小梅の種とばし大会」や「バルーンアート」を行います。

**梅の花写真コンテスト**

美郷の梅の花を題材とした、四つ切り程度の写真を募集します。(1人1点限り)

提出場所 美郷物産館  
募集締切 3月20日(木)(当日消印有効)

**中古井のライトアップ**

梅の花をライトアップします。幻想的な光景をお楽しみください。

とき 3月1日(土)・8日(土)・15日(土)午後5時~9時  
詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ・申し込み**

美郷物産館 ☎267888  
ホームページアドレス  
<http://www.tsci.or.jp/misatoya/>

**美郷の梅林を散策しよう**

とき 2月27日(水)~3月20日(日)

内容 美郷の梅林の散策、美郷温泉(食事・入浴)

●日帰り宴会プラン(10人以上の団体)  
会席コース・ポタン鍋コース  
1人前3300円から

●無料送迎バス 吉野川市内は10人程度から/吉野川市外は15人程度から  
詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ**

美郷温泉 ☎2626

市内での火災・救急出動

火災	0件
救急出動	142件
累計	1515件

※累計は1月からのもの

人権相談		
2月14日(木)	13:30~16:00	飯尾敷地コミュニティセンター
2月19日(火)	13:30~16:00	山川公民館第1会議室
3月13日(火)	13:30~16:00	飯尾敷地コミュニティセンター
3月18日(火)	13:30~16:00	美郷庁舎大会議室
行政相談		
2月14日(木)	9:00~12:00	市役所1階相談室
2月21日(木)	13:00~16:00	美郷庁舎2階会議室
3月 3日(月)	10:00~12:00	山川庁舎101会議室
3月 4日(火)	13:00~16:00	川島公民館会議室
3月13日(木)	9:00~12:00	市役所1階相談室
司法書士会による無料法律相談		
2月15日(金)	10:00~12:00	市役所1階相談室
3月21日(金)	10:00~12:00	市役所1階相談室

**市民のうごき**

住民基本台帳(前月比) 外国人登録(前月比)

計	46,066人 (-7)	355人 (-14)
男	21,881人 (-23)	64人 (-2)
女	24,185人 (+16)	291人 (-12)
世帯数	17,079世帯(+13)	330世帯(-11)

※65歳以上  
計 12,817人 男 5,233人 女 7,584人

平成20年1月1日現在

休日・夜間在宅当番医表

2・3月

- 平日/17時~23時 ●休日/8時~23時
- ※23時からは、かかりつけの医療機関か救急病院をご利用ください。
- 印は、休日診療日です。
- 徳島中央テレビ、ケーブルネットおえの2チャンネルでも放送しています。
- 一部変更になる場合もありますので、受診の際は、医療機関に電話確認の上、ご利用ください。 ●問い合わせ/市健康推進課 ☎256615

医院名	電話番号	2月	3月
梶本胃腸科内科	24-2413	13	26
岡田医院(川島)	25-3566	14	24
糸田川クリニック	24-7555	15	25
三木リハビリテーション病院	42-6616	16	22
木村内科胃腸科	24-6413	17	
和田耳鼻咽喉科	24-2566	18	29
石原小児科	24-2388	19	28
大久保診療所	24-1703	20	27
糸田川眼科	24-2531	21	31
古本胃腸科	24-7377	22	
後藤田外科	24-2720	23	
谷医院	42-2353	24	
美摩病院	24-2957	25	
渡辺医院	24-7177	26	
四宮医院	25-2016	27	

医院名	電話番号	2月	3月
鴨島病院	24-6565	28	30
富本医院	42-3123	29	
工藤内科医院	42-3113		1
筒井クリニック	24-3300		2
井内内科	24-3070		3
高橋皮膚科クリニック	24-5122		4
島野外科内科	25-3060		5
杏和医院	22-0333		6
タナカ医院	22-1800		7
中西内科クリニック	42-6755		8
鈴木内科(敷地)	24-5880		9
鴨島耳鼻咽喉科	24-8070		10
いぬい産科婦人科クリニック	22-1230		11
リバーサイドクリニック岡田	24-8884		12
石原内科循環器科	24-2536		13

医院名	電話番号	2月	3月
グリーン耳鼻咽喉科	24-2488		14
森住内科医院	22-3010		15
阿部整形外科	24-4880		16
山下耳鼻咽喉科クリニック	42-7533		17
麻名内科外科クリニック	26-0020		18
さくら診療所	42-5520		19
鈴木内科(喜来)	24-3413		20
かなめ小児科内科クリニック	26-0310		21
岸整形外科	25-3133		23

●小児救急医療体制...日曜日の9時~18時、小児科専門医が診てくれます。

●麻植協同病院 ☎242101  
●阿波病院(第1・3・5週だけ) ☎365151